

伊 勢 市 公 報

第 98 号
平成 21 年 12 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	2
教育委員会告示	6
○ 教育委員会会議の招集について	7
○ 教育委員会会議の招集について	
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 当選人の氏名について（市長）	8
・ 当選人の氏名について（市議）	9
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	12
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道設備指定工事店の指定について	13
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	14
○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画変更案の縦覧について	15
公 告	
○ 伊勢市農用地利用集積計画の策定について	16
○ 都市公園の供用開始について	17
公 表	
○ 監査委員公表	18

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 31 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に、「100 分の 140 を」を「100 分の 125 を」に改め、同条第 3 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に、「100 分の 85」を「100 分の 80」に、「100 分の 65」を「100 分の 65」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 70」に改める。

第 2 条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「100 分の 140」を「100 分の 125」に、「100 分の 120」を「100 分の 105」に、「100 分の 125」を「100 分の 130」に改め、同条第 3 項中「100 分の 140」を「100 分の 125」に、「100 分の 75」を「100 分の 65」に、「100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 120」を「100 分の 105」に、「100 分の 65」を「100 分の 55」に、「100 分の 125」を「100 分の 130」に、「100 分の 70」を「100 分の 75」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては」及び「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定管理職員にあっては、100 分の 50）」を削る。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第4条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の230」を「100分の215」に改める。

第6条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の210」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の220」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の230」を「100分の215」に改める。

第8条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の210」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の220」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「100分の230」を「100分の215」に改める。

第10条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項第1号中「100分の210」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 21 年 11 月 17 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 21 年 11 月 24 日（火）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 43 号 平成 22 年度伊勢市立小中学校教職員人事異動方針案
について
 - 議案第 44 号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正につ
いて
 - 議案第 45 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第 46 号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について
 - 議案第 47 号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 21 年 11 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 21 年 11 月 30 日（月）午後 7 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 発議第 1 号 伊勢市教育委員会委員の辞職につき同意を求めること
について
 - 発議第 2 号 教育長職務代理者の指定について

伊勢市選管告示第 90 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 21 年 11 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

伊勢市藤里町 480 番地 3

鈴木 健一

伊勢市選管告示第 91 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市議会議員選挙における当選人について、
公職選挙法第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の
規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 21 年 11 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

伊勢市尾上町 9 番 30 号	宿 典 泰
伊勢市二見町溝口 455 番地 1	岡 田 善 行
伊勢市宇治今在家町 641 番地 3	長 田 朗
伊勢市小俣町明野 347 番地 7	吉 井 詩 子
伊勢市大倉町 1553 番地 9	黒 木 騎代春
伊勢市御薊町高向 742 番地	中 川 幸 久
伊勢市小俣町元町 643 番地	吉 岡 勝 裕
伊勢市辻久留三丁目 1 番 30 号	上 田 修 一
伊勢市村松町 3985 番地	濱 口 和 久
伊勢市大湊町 1118 番地 142	杉 村 定 男
伊勢市宮川二丁目 4 番 53 号	山 根 隆 司
伊勢市大世古四丁目 4 番 34 号	小 山 敏
伊勢市神久五丁目 5 番 45 号	山 本 正 一
伊勢市村松町 3933 番地	佐之井 久 紀

伊勢市常磐一丁目23番6号	西山則夫
伊勢市小俣町元町1084番地	野崎隆太
伊勢市宮後三丁目2番23号	藤原清史
伊勢市一之木五丁目14番51号	辻孝記
伊勢市一之木三丁目15番4号	品川幸久
伊勢市上野町1311番地	廣耕太郎
伊勢市二見町今一色77番地2	工村一三
伊勢市小俣町明野388番地26	中山裕司
伊勢市津村町856番地	世古明
伊勢市上地町2541番地	野口佳子
伊勢市船江一丁目8番49号	長岡敏彦
伊勢市二見町西1130番地7	福井輝夫
伊勢市御薊町王中島585番地	世古口新吾
伊勢市東豊浜町4548番地	中村豊治

伊勢市選管告示第 92 号

平成 21 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 11 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 12 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選管告示第 93 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 11 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市上下水道事業告示第 48 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
331	有限会社 金光設備工業	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 206 番地 5	平成 21 年 11 月 24 日

伊勢市上下水道事業告示第 49 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 21 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
298	有限会社 金光設備工業	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 206 番地 5	平成 21 年 11 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 50 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第 3 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 21 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

上下水道部下水道建設課、市役所本館 1 階上下水道窓口、小俣総合支所地域振興課及び御菌総合支所地域振興課

4 縦覧期間

自 平成 21 年 12 月 1 日

至 平成 21 年 12 月 14 日

伊勢市公告第 99 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 11 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 100 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 21 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
天狗の森公園	伊勢市辻久留一丁目 769 番	213

供用開始の期日 平成 21 年 11 月 27 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成21年度の定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成21年11月25日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	蘭田	順一

平成 21 年度

定期監査等結果報告書（前期）

伊勢市監査委員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	2 頁
3	監査を実施した監査委員	2 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	4 頁
	財 務 政 策 部	5 頁
	環 境 生 活 部	6 頁
	健 康 福 祉 部	7 頁
	産 業 観 光 部	8 頁
	都 市 整 備 部	9 頁
	二 見 総 合 支 所	10 頁
	会 計 課	11 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	11 頁
	監 査 委 員 事 務 局	11 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	11 頁
7	む す び	12 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所 (平成21年10月15日から平成21年11月16日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成21年10月15日	大湊支所、浜郷支所、宮本支所、豊浜支所
平成21年10月15日	神社支所、四郷支所、北浜支所、城田支所、沼木支所(書類監査)
平成21年10月19日	観光事業課、産業支援課
平成21年10月20日	秘書課、総務課、危機管理課、検査室
平成21年10月21日	広報広聴課、職員課、行政経営課、収税課
平成21年10月22日	環境課、人権政策課、清掃課、戸籍住民課
平成21年10月23日	課税課、定額給付金対策室、市民交流課
平成21年10月27日	医療保険課、生活支援課、健康課
平成21年10月28日	こども課、障がい福祉課、明倫保育所、浜郷保育所
平成21年10月30日	市立伊勢総合病院
平成21年11月4日	介護保険課、長寿課、ゆりかご園、御菌第二保育園、高城保育園
平成21年11月5日	二見総合支所地域振興課、生活環境課、福祉健康課
平成21年11月6日	観光企画課、商工労政課、交通政策課、管財契約課、
平成21年11月9日	監理課、都市計画課、基盤整備課、用地課
平成21年11月11日	農林水産課、農業委員会事務局、産業観光部現地
平成21年11月12日	維持課、建築住宅課、都市整備部現地
平成21年11月16日	会計課、監査委員事務局

2 定期監査の対象事務

平成21年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施した。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
浦野 卓 久（識見監査委員）
藺 田 順 一（議選監査委員）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、諸帳簿・書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、又、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているか等を主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

（全般的共通事項）

（1）事務事業については予定どおり遂行され、予算の執行においては、書類・帳簿等の一部に不備が見受けられたため、その場において指示をして改善を促したが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも真に市民が求めるニーズを的確に把握され、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

（2）市税をはじめとする各種未収金の発生については憂慮するところである。市全体の問題として取り組まれ、その減少、解消に向け一層の努力を願うものである。

- (3) 各種補助金・負担金については、関係機関の決算書により必要性や効果など事業実績を見極め、廃止できるもの、減額できるものはないか再度検討を加え、予算執行の適正化に努められたい。
また、繰越金が多額なものについては、関係機関に対して積極的な見直し要望を行うなど、より一層負担額を精査されたい。
- (4) 委託料については、業務内容と委託金額の適正化を常に把握し、適正な委託効果が上がるよう検証されるとともに、契約内容の履行については遺漏がないよう厳正に確認されたい。
- (5) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当している場合が多くあるが、各団体の自主性及び育成の面からも各団体へ委ねるよう協議されたい。
- (6) 財務に関する事務の執行については、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。特に調定決議書の作成漏れ、調定変更漏れ、契約を締結した場合の支出負担行為漏れが多数見受けられたので注意されたい。
- (7) 職員の人件費削減及び健康管理の面から、時間外勤務の削減に向け積極的に取り組まれているところである。管理職員におかれては、常に業務の見直しを実施し、事務の無駄をなくすとともに事務分担の平準化により、特定の職員に業務が集中することがないよう配慮を望むものである。
- (8) 2部複写の手書き領収書については、誤記により領収書と領収金額が合致しないもの、あらかじめ一連番号が付されていないもの、収入科目の記載がないもの、書損の処理が適正に行われていないものが見受けられたので適正な事務処理をされたい。
- (9) 郵券については、郵券切手受払簿の記載漏れ等により残数が一致しないもの、規定の様式で整理されていないものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (10) 随意契約に際しては、競争が原則であることを踏まえ、その妥当性を十分検討され、競争入札に付すべきものはないか再度検討されたい。
なお、随意契約にあたっては業務内容を精査するとともに契約金額が妥当であるか精査されたい。
- (11) 備品シールの貼付漏れが見受けられたので、適正な備品管理をされたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 設計変更については、理由を精査されるとともに適切な指導を望むものである。

総 務 部

秘書課 総務課 広報広聴課 職員課 管財契約課 危機管理課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【秘書課】

意見

- (1) 時間外勤務については、諸行事出張などやむを得ない事情の中で削減に取り組みられているが、人件費削減の面から引き続き努力されたい。

【総務課】

意見

- (1) 伊勢市史の編さんについては、経費削減の観点からも計画どおり刊行されるよう進行管理をされたい
- (2) 地理情報システム（GIS）の統合については、経済性、汎用性を十分考慮され事業を推進されるよう望むものである。

【広報広聴課】

意見

- (1) お知らせ版は、できるだけ広報いせに掲載できないか考慮され、その必要性について引き続き検討されたい。

【職員課】

意見

- (1) 人事考課制度を推進中であるが、早期の構築を期待するものである。
- (2) 支所の事務処理件数に差異があることから、本庁及び総合支所からの応援体制を確立したうえで、一律の職員配置について見直しをされるよう望むものである。

【管財契約課】

意見

- (1) 電子入札システムの導入効果については常に検証を行うとともに、引き続き先進地事例の研究を重ねられ、よりよい制度の構築を願うものである。
- (2) 市有財産の貸付にあたっては、有償及び無償貸付について十分精査されるよう望むものである。

【危機管理課】

指摘事項

- (1) 二見防災倉庫の防災備蓄品の品目及び数量について現地調査をしたところ、備蓄品リストの不一致が見受けられた。防災訓練の使用により変動があるとのことであったが、備蓄品リストは、適切な数量管理の基礎となるものであることから、再度実際の数量と備蓄品リストの品目及び数量を突合し、必要に応じて修正するなど、正確なリストを作成されたい。

意見

(1) 二見防災倉庫はコンテナ製の倉庫毎に備蓄品リストを作成しているが、パソコン上で管理されており、各倉庫の入口に備蓄品リスト一覧が表示されていないため、倉庫の中の品目、数量の把握が難しい状況であった。さらに、同一品目が同一倉庫にまとめて保管されていなかったため、災害時の迅速な出庫対応には困難を極めると予想される。

同一品目を同一倉庫にまとめて保管するなど、保管、管理方法について見直しをされたい。

また、現在の保管場所は二見総合支所から離れており、旧二見町全域の備蓄品が一箇所に集約されていることから、道路が遮断された場合の対応が懸念される場所である。道路が不通となったときを考慮され、備蓄品の保管場所を避難所の近くに設置するなど検討されたい。

さらに、夜間及び停電時の備蓄品搬出に備え、懐中電灯等、十分な照明を確保されたい。

(2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解できるが、特定の職員に残業が片寄っているので平準化されるよう努力されたい。

財 務 政 策 部

課税課 収税課 行政経営課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

【課税課】

意見

(1) 自主財源の根幹をなす市税の確保については、課税客体の確実な把握に努められているところであるが、特に償却資産の課税については漏れのないよう職員体制の強化を図り、適正課税に万全を期されたい。

(2) 専門知識が求められることから、中堅職員の育成については計画的に取り組まれるよう望むものである。

【収税課】

意見

(1) 景気の低迷の中で、収納率の向上には厳しい社会情勢と慮慮されるところであるが、新たな滞納を生じさせないよう現年度分の収納率向上に万全を期すとともに、過年度分の徴収についても一層の努力を願うものである。

(2) 本庁、総合支所及び支所の窓口対応時において、より一層口座振替の推進を図られたい。

【行政経営課】

意見

(1) 現在、プライマリーバランス表は、事業年度毎に作成されているが、より正確な実態を反映したプライマリーバランス表の作成に向け研究されたい。

環境生活部

市民交流課 戸籍住民課（各支所含む。） 人権政策課 定額給付金対策室
環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

意見

- (1) コミュニティセンター図書室については、利用状況と委託料を十分精査され、開館の是非について引き続き検討願うものである。
- (2) 「伊勢まつり」については、市民主体の実行委員会により企画運営され、関係者の方々のご努力に対し敬意を表すところである。組織体制が一新されたことから経理事務を団体に委ねることについて協議を重ねられるよう望むものである。
- (3) 豪州中学生派遣交流事業の趣旨については理解するものであるが、事業の必要性について引き続き検討されるよう望むものである。

【戸籍住民課（各支所含む。）】

意見

- (1) 自動交付機の利用促進と窓口業務の緩和のため、自動交付機を利用した場合の手数料の引下げについて検討されたい。
- (2) 支所については処理件数に差があることから、戸籍住民課及び総合支所相互間における職員の応援体制の構築により、配置人数の見直しを望むものである。
- (3) 大湊地区連絡協議会の活動は行政との結びつきも強く、長年にわたり行政運営の補完的役割を果たしている事実も理解するところであるが、任意団体であり、本来その管理は地域団体の自主的な管理下におかれることが望ましいものであるため、経理事務を団体に委ねることについて協議を重ねられたい。
- (4) 支所の窓口対応時において、積極的な声かけによる口座振替の推進と、いせ市民カードの利便性についてPRし、交付率を向上されたい。

【人権政策課】

意見

- (1) 市有財産売却の収入未済額については、引き続き解消に向けて努力されたい。

【環境課】

意見

- (1) 燃えるごみの集積化については、地元自治会の協力を得ながら、より一層推進されたい。
- (2) 住宅用太陽光発電の推進については、設置費用と電気収入の経費比較をわかりやすく表記するなど周知方法を工夫されたい。

【清掃課】

意見

- (1) パッカー車の2人乗車による収集体制の一部導入や民間委託の拡大により、人件費などごみ処理経費の削減に取り組まれたことについて評価するところである。今後も2人乗車による収集コースの拡充に向け推進されるよう望むものである。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課（各保育所含む。）
長寿課 障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) 健康づくり事業等で様々な事業を実施しているが、参加率等の向上を常に意識し、参加者の少ない事業、講座については見直しを進めるとともに、事業の実施が市民の健康維持、増進につながるよう引き続き努力を願うものである。
- (2) 各総合支所福祉健康課に配置されている保健師の統合に向け早期に取り組み、より効果的に専門性が発揮できる配置体制を検討願うものである。
- (3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解できるが、特定の職員に残業が片寄っているのが平準化されるよう努力されたい。

【医療保険課】

意見

- (1) 水中運動事業の実施については、費用対効果を総合的に判断し、廃止を含めた検討をしていただきたい。

【介護保険課】

意見

- (1) 介護保険料については、加入者負担の公平性の観点から、徴収体制の強化が図られているが、より一層の収入率の確保に努められたい。

【生活支援課】

意見

- (1) 社会福祉協議会に対して施設の指定管理者契約を締結しているが、モニタリングは指定管理の両輪であることから、引き続き管理状況の検証に努められたい。
今後の指定管理者の選考にあたっては適正な競争により質的向上を図るとともに、委託料について経費比較を行い、慎重に積算されるよう望むものである。
- (2) 景気の悪化により窓口相談件数が増加しているが、生活保護の認定作業にあたっては引き続き法の趣旨にのっとり不公平のないよう、適正な調査に基づき、厳正、慎重な取り扱いを望むものである。
- (3) 保護司会の事務補助については、自主性の面からも団体に事務を委ねるよう引き続き協議を願うものである。

【こども課（各保育所含む。）】

意見

- (1) 保育料の収入未済については、受益者負担及び公平性の観点から未納者の実態を十分把握し、早期の徴収に努められたい。
また、私立保育所への私人委託の導入について更に検討されたい。

- (2) 時間外勤務については、子育て応援特別手当など新規事業の対応によりやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。
また、特定の職員に残業が片寄っているので、平準化されるよう努力されたい。

【長寿課】

意見

- (1) 利用者数の少ない高齢者等生活支援事業については、その必要性を考慮し検討されるよう望むものである。

【障がい福祉課】

意見

- (1) 心身障害者授産施設運営委託などの指定管理期間満了後の委託料については、経費比較を行い、慎重に積算されるよう望むものである。
(2) 時間外勤務については、窓口対応及び電話相談などやむを得ない事情も理解するが、障害者相談支援センターとの連携により活用を促進し、引き続き人件費削減に向け努力されたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 産業支援課 農林水産課 観光企画課 観光事業課 交通政策課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

意見

- (1) 勤労者持家促進資金貸付制度及び勤労者教育資金貸付制度については、利用状況を勘案のうえ、事業の廃止について検討を望むものである。
(2) 伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社への貸付金の償還については、早急に返済計画を協議されるよう望むものである。

【産業支援課】

意見

- (1) 企業誘致については、厳しい経済状況の中で難しい面もあると思われるが、積極的なPR活動を展開して、誘致対策を推進されたい。
(2) 地元企業の基盤強化についても、引き続き取り組まれない。
(3) 産業支援センターの利用者拡大、認知度の向上に向けて、より一層推進されたい。

【農林水産課】

意見

- (1) 農地は、一度荒廃するとその回復が困難な資源であることから、今後も農業後継者に継承されない農地などの利用促進を図り、遊休農地の有効活用を望むものである。
(2) 二見しょうぶ園の概算入場者数を把握するとともに、当該しょうぶ園にかかる維持管理費用等を比較し、今後の存続について検討していただきたい。

【観光企画課】

意見

- (1) 各種観光施策を展開されているが、特色のある観光都市に向けた取り組みを願うものである。
- (2) 平家の里キャンプ場については、廃止を含めた方向性を検討されたい。

【観光事業課】

指摘事項

- (1) 二見浦観光案内所における観光案内業務委託において、平日の観光案内が未実施であったため、契約の履行確認を徹底されたい。
なお、未実施業務にかかる委託料については、適正に精算処理をされたい。

意見

- (1) 二見浦観光案内所における利用状況が僅かであることから、経費削減の観点から、運営方法について二見生涯学習センターの職員との業務連携を検討し、効果的な委託内容について研究されたい。
- (2) 伊勢神宮奉納全国花火大会の運営については、主催団体と十分協議を重ね、民間主導による体制の構築について機運を高められたい。
また、ナンバー調査及びアンケートを実施したところであるが、十分な分析を行い、一層の旅客誘致につなげるよう望むものである。

【交通政策課】

意見

- (1) 駅前駐輪場対策については先進地事例を研究し、観光施策と連携を図りながら有効な対策及び活用について模索されたい。
- (2) 交通安全活動推進事業交付金については、交通安全活動を推進する上からも未申請理由の把握に努めるとともに、団体への周知を徹底されるよう望むものである。
- (3) 事務補助を行っている各種負担金の繰越額が多額になっているものが見受けられた。厳しい財政状況下であるため、事業内容等を勘案のうえ、各構成団体と協議し、負担額の適正化について見直しされたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。しかしながら、設計変更が多数見受けられること、また、年度後半に工事が集中する傾向にあることから、十分な事前調査と年間の施行計画の確立を図られたい。

なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

意見

- (1) 県営事業に係る地元負担金については、市の負担をゼロとするようあらゆる方面と連携し、三重県に対して早期に働きかけを行われたい。

【都市計画課】

意見

- (1) 伊勢市駅前をどのような景観にするか、早急に具体的な将来像を作成していただきたい。

【維持課】

意見

- (1) 直営工事については、緊急時に迅速な対応ができるという利便性もあるが、コスト面において委託した場合の比較検討も行い、引き続き研究されたい。

【用地課】

意見

- (1) 普通財産の処分については、引き続き積極的に取り組まれない。

【建築住宅課】

意見

- (1) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消については、公平負担の観点からも引き続き努力されるよう望むものである。

二 見 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) 二見浦観光案内所の運営については、観光事業課の業務委託との重複が見受けられることから、業務内容等を十分見極め、より効率的な運営の一元化について検討されたい。
- (2) 賓日館については大変老朽化が進んでいるため、施設の維持管理には万全を期すよう望むものである。

【生活環境課】

意見

- (1) 市民の利便性の向上と窓口業務の緩和のため、積極的な声かけを行うなど、いせ市民カードの普及に努めるとともに、なお一層の自動交付機の利用促進を図られることを望むものである。

【福祉健康課】

意見

- (1) 保健衛生事業の中には一部に参加者が少ないものが見受けられたので、見直し検討を進めていただきたい。
また、保健師の配置については、健康課と早期統合に向けて検討され、集約化によるより効率的で効果的な保健事業の実施の模索を願うものである。

会 計 課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

(1) 故障により使用できない自動交付機に対してつり銭を貸付していたので、今後つり銭の貸付にあたっては申請書に基づき必要性、適正金額を確認されたい。

(2) 伊勢市市税コンビニエンスストア収納代行業務委託に伴う公金の収納検査については、検査の結果を報告されたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

(1) 慢性的な医師不足により外来患者及び入院患者が減少するなど極めて厳しい経営状況であるが、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めるとともに、全職員が一丸となり、病院経営の健全化に向け取り組まされたい。

(2) 医療機器の充実と職員の更なるサービスの向上を図り、患者数の増加に向け努力されたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

7 むすび

市政運営においては市民ニーズに応えた事業を展開しなければならないが、市民の市政に対する関心が一段と高まり、昨年度末から住民監査請求が提出されるなど、今まで以上に市民の貴重な税金の使途について、厳しい監視の目が向けられているところである。

市民の信託に応え、市政に対する信頼を確保するためには、職員一人ひとりが職務の基本に立ち返り、公平性、透明性に十分留意し、関係法規等を遵守することが求められる。そして適正な事務事業の執行のためには、事務処理の誤りを未然防止するためのチェック体制の強化が必要であることから、各部局におかれては再度組織内のチェック体制を確認し、職員相互のけん制機能の充実をお願いしたい。

今後、定員管理計画に基づき職員数が減少していくことから、事務の委託の推進と、前例踏襲主義を排除し、その事務の目的、意義、効果等を改めて検証する必要がある。これらの検証を行うことにより、事務事業の必要性や妥当性の検討、更にはより効率的、効果的な方策転換への検討を期待するものである。

今後とも事務処理を行うにあたっては、全職員が前例踏襲からの脱却を図り、事務の合理化に努め、経済性について十分に検討し、効率的な市政運営のためコスト意識をさらに徹底させ、市民生活の向上に向け努力されたい。

なお、今回の定期監査結果の全般的共通事項及び各課に関する事項については、全部署が自らの課題として受け止め、適正な事務処理に取り組まれることを強く要望するものである。